

訪問介護重要事項説明書

令和 年 月 日

1. 事業所（ヘルパーステーション）の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

法 人 名	株式会社オフィス西尾
法 人 所 在 地	北九州市小倉南区石田南1丁目2番13号
電 話 番 号	093-967-2185
代 表 者 名	西尾 祐子
設 立 年 月 日	平成27年3月31日
事 業 の 種 類	訪問介護
事 業 の 目 的	介護保険による訪問介護の提供
提 供 地 域	小倉南区・小倉北区・門司区・苅田町
介護保険指定番号	4070505047

（2）職員の体制

	資格	常勤	非常勤	計	職務の内容
1. 管理者		1名		1名	従業者及び業務管理
2. サービス提供責任者	介護福祉士 1級ヘルパー	3名		3名	訪問介護利用者申し込み調整・訪問介護員技術指導・訪問介護計画書作成等
3. 訪問介護員	介護福祉士		4名	4名	訪問介護の提供
	1級ヘルパー		2名	2名	
	2級ヘルパー		12名	12名	

（3）サービス提供時間

営業日	営業時間
平日・土曜日	午前6:00～午後8:00
営業しない日	日曜日・年末年始12月31日～1月3日

2. 事業の目的と運営方針

（1）事業の目的

株式会社オフィス西尾が開設する、愛ヘルパーステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または、訪問介護員の修了者（以下「訪問介護員」という）が要介護状態または、要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供するものとする。

（2）運営の方針

- 事業所は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・食事の介護または調理・洗濯・掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏しない。
- 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。また、利用者が要介護状態になった場合も、可能な限り居宅で能力に応じた自立した生活ができるよう、身体介護等の生活全般にわたる援助を行うものとする。

つきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携にとめる。

3. 利用者負担金

(1) 利用者負担金

介護保険の適応がある場合は、利用料金（別紙参照）のサービス費の1割、2割、3割がご利用者の負担となります。

ただし、介護保険手の給付の範囲を超えたサービス費は、事業者が別に設定し、全額がご利用者の負担となります。

(2) 交通費

通常サービスの提供地域にお住まいの方は、交通費は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方に対しては、交通費の請求を行う事があります。有料駐車場に係る費用はご利用者負担となります。

(3) 領収証の発行

事業者は、ご利用者から利用者負担金をもらい受けたときは、領収証を発行します。

(4) その他

サービスの実施に必要なご利用者宅の水道・ガス・電気・電話等の費用はご利用者負担となります。

(5) キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合は、緊急時や、やむを得ない事情がある場合は、原則としてキャンセル料はかかりません。それ以外は

利用日の前日にキャンセルの連絡があった場合、無料です。

利用当日連絡がなく、訪問した場合、…有料1300円です。

4. サービスの中止、終了

(1) ご利用者の方の都合でサービスを終了する場合。

※ サービスの終了を希望される場合は、1週間までにお申し出下さい。

(2) 自動終了の場合。

以下の場合は、連絡がなくても自動的にヘルパー派遣を自動的に終了します。

※ ご利用者が介護保険施設等に入所された場合。

※ ご利用者の要介護区分が自立（非該当）と認定された場合。

※ ご利用者がお亡くなりになられた場合。

(3) 健康上の理由による中止。

※ ご利用者が医療機関に入院された場合はサービスを一時中止します。

(4) その他。

以下の場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

※ ご利用者が事業者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

※ ご利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、事業者からの催告に応じない場合。

※ ご利用者が正当な理由もなく、サービスの中止を繰り返した場合。

※ ご利用者またはご家族の方が当事業者のヘルパーに対してサービスの提供を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

※ サービス提供場所（利用者宅）が著しく危険な状態、状況にある場合。

ヘルパー派遣を中止、終了する場合には、当事業者は

あらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、

他の保健医療サービス、福祉サービス提供者と連携し

ご利用者に対して必要な援助をいたします。

5. 相談窓口・苦情対応

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当者	管理者	小坂真知子
	サービス責任者	西尾 榮	
	ご利用時間	営業日	午前9時～午後5時
ご利用方法 電 話 093-967-2185			
※営業時間外でも24時間対応しています。			

※公的機関においても次の機関へ苦情の申し出ができます。

小倉南区 保健福祉課 介護保険係	所在地	北九州市小倉南区若園5丁目1-2
	電話番号	093-951-4111
	FAX	093-923-0520
	対応時間	平日 午前8時30分～午後5時

福岡県 国民健康保険 団体連合会	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号	092-642-7859
	FAX	092-642-7857
	対応時間	平日 午前9時～午後5時

福岡県社会福祉 協議会運営適正 化委員会	所在地	春日市原3丁目1番地7
	電話番号	092-915-3511
	FAX	092-915-3512
	対応時間	平日 (月曜日を除く) 午前9時～午後5時

6. 事故発生時の対応

利用者によるサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村
当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を
行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は
損害、賠償を速やかに行います。

7. 賠償責任

当事業所は、サービス提供にあたってご利用者の生命、身体、財産に
損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、当事業所に
故意に過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

保 険 会 社	あいおいニッセイ同和損害保険
保 険 の 内 容	訪問介護全般

8. 介護保険給付対象となるサービス

あ：身体介護・入浴・排泄・着替え・食事等の介助を行います。
(入浴介助・排泄介助・食事介助・体位交換)

い：生活援助・調理・洗濯・買い物・掃除等日常生活上の世話を
行います。(調理・洗濯・掃除・買い物)

9. 台風や地震、大雪等によるサービスの変更や中止

台風や地震、大雪等の諸事情で利用者やヘルパーの移動や活動が危険と
判断される際は事前にご相談し、活動の変更や中止をさせて頂きます。

10. サービスにあたっての留意点

- ①医療行為（褥瘡の処置や座薬の挿入）など、できない内容があります。
- ②事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメント防止に向け、取り組みます。
職場において行われる従業者へのハラスメントに該当する行為には必要な措置を講じます。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
(上記は当該法人職員、取引事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。)
ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

11. 虐待防止について

事業所はご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、指針を整備し、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともにその従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止に関する責任者 管理者：小坂真知子

- (5) 従業者に虐待防止を啓発・普及するための研修を年に1回、実施します。

12. 感染症対策について事業所において感染症が発生し、まん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び、衛生的な管理に務めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

13. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7級地 10.21

区分	単位	単価 (円)	加算・減算
<u>身体介護</u>			
20分未満	163	1,664	午前6:00~8:00早朝加算25%午後6:00~10:00夜間加算25%午後10:00~6:00深夜加算50%
20分以上30分未満	244	2,491	
30分以上1時間未満	387	3,951	左表で示す国の定めた地域加算と別途、介護職員処遇改善加算として介護利用実数に22.4%をかけた料金を加算します。過去2月にサービスを受けていな位場合は初回加算として200単位、算定
<u>生活援助</u>			
20分以上45分未満	179	1,827	
45分以上	220	2,287	

要支援の認定を受けた方

2246

区分	内容	単位数 (月額) / 単価
介護予防訪問介護 I	週1回程度の ご利用が必要な場合	単位数 1,176 処遇改善 単価 12,006 22.40%
訪問型サービス I		
介護予防訪問介護 II	週2回程度の ご利用が必要な場合	単位数 2,349 処遇改善 単価 23,983 22.40%
訪問型サービス II		
介護予防訪問介護 III	それ以上の利用が 必要な場合	単位数 3,727 処遇改善 単価 38,052 22.40%
訪問型サービス III		

令和 年 月 日

訪問介護（ヘルパー派遣）にあたり、前項のとおり重要事項を説明いたしました。

<事業者>

住所 北九州市小倉南区石田南1丁目2番13号

事業者名 株式会社 オフィス西尾
愛ヘルパーステーション

指定番号 4070505047

代表者 代表取締役 西尾祐子

印

説明者

私は、本書面により、事業者から訪問介護サービスについて説明を受けました。

<利用者>

住所

氏名

<利用者代理人>

住所

氏名
